

集落営農育成・確保緊急支援事業の実施について

この度、集落営農育成・確保緊急支援事業の実施について、下記のとおり定めたので、御了知の上、本事業の円滑かつ適切な実施に特段の御配慮をお願いする。

記

第1 事業内容

本事業は、次により実施するものとする。

1 事業目的

実施主体は、集落営農の組織化・法人化を加速的に推進するため、集落営農育成・確保緊急支援事業実施要領。以下「実施要領」という。）第5の2の(2)に定める活動を支援することにより、集落営農の組織化・法人化を推進するリーダー(以下「集落リーダー」という。)による実施地区における集落営農の組織化・法人化に向けた具体的な戦略構想(以下「集落営農戦略ビジョン」という。)の策定及び定款又は規約を有する集落営農組織の設立又は再編を図るものとする。

2 集落リーダーの公募・登用

実施要領第5の2の(1)に定める実施主体による集落リーダーの公募・登用は、次の(1)及び(2)に定めるところにより行うものとする。

(1) 集落リーダーの公募

ア 実施主体は、集落リーダーとして活動することを希望する農業内外の人材(以下「希望者」という。)を公募するものとする。

イ 実施主体は、集落リーダーの審査・選考会を開催し、希望者からの応募申請書(様式第1号)に基づき、希望者が(2)に定める集落リーダーの登用要件を満たしているかどうかを審査するものとする。

ウ 実施主体は、イの審査の結果、希望者が集落リーダーとして適当であると認められた場合には、直ちに地方農政局長(北海道にあっては農林水産省経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に対し、関係書類を添付して任命書の交付を依頼(様式第2号)するものとする。

なお、実施主体は、希望者へ登用の有無を別途通知(様式第3号)するものとする。

エ 地方農政局長は、ウに規定する実施主体からの依頼に基づき、集落リーダーに対し任命書(様式第4号)を交付するものとする。

(2) 集落リーダーの登用要件

集落リーダーは、次の要件のすべてを満たしていることとする。

ア 実施地区において、関係者間の合意形成に向け強いリーダーシップを発揮し、実践的行動力、実行管理能力に長けていると認められること。

イ 実施地区における集落営農の将来展望を有していると認められること。

ウ 地域の農業団体、関係機関等の支援体制、実施地区の受入体制が整っていること。

(3) 審査における留意事項

実施主体は、(1)のイに定める審査を行う場合には、次の事項に留意することとする。

ア (2)のアの要件については、応募申請書に添付された履歴書(様式第5号)を参考に、希望者のこれまでの活動履歴により確認することとする。

イ (2)のイの要件については、応募申請書に記載された集落営農の組織化・法人化に向けた取組方針等により確認することとする。

- ウ (2)のウの要件のうち地域の農業団体、関係機関等の支援体制については、応募申請書に添付された推薦状(様式第6号)により確認することとする。
- エ (2)のウの要件のうち実施地区の受入体制については、地域担い手育成総合支援協議会(担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知)第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。)等を通じて把握し、確認することとする。

(4) 集落リーダーの登用人数

実施主体は、原則として、一つの実施地区について一人の集落リーダーを登用するものとする。ただし、実施地区の実情に応じ相当な理由があると認めるときは、一つの実施地区について二人を限度として登用することができるものとする。

3 集落リーダーの活動内容

実施要領第5の2の(2)に規定する集落リーダーによる活動は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。この場合、集落リーダーは、実施地区の実情等を十分に勘案し、その活動内容が画一的なものとならないように留意するものとする。

(1) 集落営農戦略ビジョンの策定等

ア 集落の現状把握、農家意向把握

集落リーダーは、集落営農戦略ビジョンを策定するため、実施地区において、必要に応じて次の調査を実施するものとする。

(ア) 実施地区の現状把握(農家、経営耕地、機械稼働状況等)調査

(イ) 実施地区内の農家を対象とした集落営農への意向把握調査(アンケート調査)

イ 集落営農戦略ビジョンの策定

集落リーダーは、アの調査結果を踏まえ、有識者等との検討会を実施し、実施地区の実態を踏まえた実現性ある将来展望として、集落営農の形態のあり方、農地管理のあり方、農作業のあり方、機械利用のあり方、地域の役割分担のあり方、集落営農の組織化・法人化に向けた実践活動計画等を定めた集落営農戦略ビジョンを策定するものとする。

ウ 専門家への相談活動

集落リーダーは、集落営農戦略ビジョンの策定に資するため、必要に応じて税理士等の専門家から、集落営農の会計処理、経営のあり方等について助言を求めることができるものとする。

エ 市町村等の協力

市町村、農業協同組合、農業委員会等(以下「市町村等」という。)は、地域協議会の会員として担い手支援活動を展開し、地域の実情に精通していることから、集落リーダーは、市町村等に対し、イに規定する検討会への有識者等の派遣、集落営農戦略ビジョンの策定に必要な情報の提供、助言等を求めるものとする。

(2) 集落関係者間の合意形成活動

ア 集落座談会等の活用

集落リーダーは、(1)により策定した集落営農戦略ビジョンについて、集落座談会等の場を活用し、農家女性、農家後継者等を含め集落関係者への周知を図り、活発な話し合い活動を通じて共通の理解の醸成に努めるものとする。

イ 先進地視察等の実施

集落リーダーは、必要に応じて、実施主体及び都道府県内の市町村等の協力を受け、先進的な集落営農の代表者等による講演会の開催、優れた集落営農の

取組の現地視察等を実施し、集落営農の組織化・法人化に向けて必要な事項を抽出した上で、集落関係者間の共通認識とし、集落営農戦略ビジョンの合意形成に努めるものとする。

(3) 集落営農組織の設立等

ア 集落営農組織の設立又は再編

集落リーダーは、(1)により策定した集落営農戦略ビジョンについて、(2)による合意形成活動を通じ、集落営農に参加する全ての者による合意を形成した上で、定款又は規約を策定又は変更し、法令等で定める所定の手続により、法人又は任意組合の設立又は再編を行うものとする。

イ 定款又は規約の記載事項

定款又は規約は、農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第4条に規定する特定農業団体の定款等の記載事項の基準に準じて作成することが望ましい。

(4) その他の活動

集落リーダーは、上記(1)から(3)に掲げる活動のほか、事業目的の実現に必要な活動を実施するものとする。

4 実施主体と集落リーダーとの連絡調整活動

実施主体及び集落リーダーは、集落リーダーの活動の円滑な推進を図るため、次の

(1) 及び(2)に掲げる連絡調整活動を行うものとする。

(1) 実施主体による連絡調整活動

ア 連絡調整会議の開催

実施主体は、集落リーダーと当該集落リーダーを支援する地域の農業団体、関係機関等の連絡調整、集落リーダーの活動の進捗状況等を把握するための情報交換、情報提供等を目的とした連絡調整会議を開催するなどして、事業の総合的な進行管理を行うものとする。

イ その他の連絡調整活動

実施主体は、アの活動のほか、集落リーダーの適切かつ円滑な活動を支援するために必要な連絡調整活動を総合的に実施するものとする。

(2) 連絡調整活動

集落リーダーは、活動の進捗状況等を活動日誌(様式第7号)として整理し、定期的に実施主体に報告するとともに、その活動の過程において発生する様々な課題について、実施主体に対し、指導・助言を求めるものとする。

5 活動の終了報告等

(1) 集落リーダーは、活動が終了した場合には、速やかに、活動終了報告書(様式第8号)及び活動費交付申請書(様式第9号)を作成し、実施主体に提出するものとする。

(2) 集落リーダーは、活動の中止又は中断が必要となった場合には、実施主体にその旨報告するものとする。この場合、実施主体より通知された中止(中断)決定書(様式第10号)に基づき、所定の手続を行うものとする。

第2 集落リーダーの活動に係る手続等

1 集落リーダーへの活動費の交付

(1) 交付手続

実施主体は、集落リーダーから活動終了報告書及び活動費交付申請書並びに関連資料の提出を受けた場合は、その内容を審査し、活動内容及び当該活動に要した経費が適正なものであると認められる場合には、活動費交付決定通知書(様式第11

号)を当該集落リーダーに通知し、活動費を交付するものとする。

この場合、集落リーダーは、関係資料として、その活動実態を裏付ける活動日誌(様式第7号)を提出しなければならないものとし、実施主体は、その活動内容を適切に確認しなければならないものとする。

(2) 交付上限額

活動費の交付額は、集落営農戦略ビジョンの策定及び集落営農組織の設立又は再編の実現に向けた集落リーダーの活動に要した経費の範囲内とし、40万円を上限額とする。

この場合、集落リーダーの活動に要した経費とは、集落リーダーの活動に対する謝金のほか、集落リーダーの活動に要する事務費(次に掲げる経費を除く。以下「事務経費」という。)をいうものとする。

ア 集落座談会における飲食に要した経費

イ 集落リーダー以外の者による先進地視察に要した旅費及び視察受入先への謝金

ウ 事務機器等の購入費その他の集落営農戦略ビジョンの策定及び当該ビジョンの実現を目指す活動主体となる集落営農組織の設立又は再編の実現に向けた活動とは直接関係のない費用

(3) 活動費の概算払

ア 概算払の手続

集落営農戦略ビジョンの策定後、集落リーダーから活動費の概算払の申請があった場合には、次に定める手続を経た上で、概算払をすることができるものとする。

(ア) 実施主体は、集落リーダーから、活動経過報告書(様式第8号)及び活動費概算払交付申請書(様式第9号)並びに関連資料の提出を受けるものとする。

(イ) 実施主体は、提出書類を審査し、集落営農戦略ビジョンの内容及び当該ビジョンの策定に要した費用の内訳が適正なものであると認められる場合には、活動費概算払交付決定通知書(様式第11号)を当該集落リーダーに通知するものとする。

イ 概算払の上限額

概算払額は、事務経費について、(2)に規定する交付上限額の4割以内で交付することができるものとする。

(4) 事業目的未達成の場合の取扱い

集落リーダーが、集落営農戦略ビジョンの策定及び集落営農組織の設立又は再編を行うことができなかつた場合には、集落リーダーの活動に対する謝金相当額については、交付しないものとする。

2 事業の中止又は中断

(1) 実施主体は、次のアからエに掲げる場合は、速やかに事態の概要を把握するとともに、必要に応じて集落リーダーに対し、その改善を指導するものとする。

ア 応募申請書の内容が虚偽であると認められる場合

イ 集落リーダーに事業の継続の意志がないと認められる場合

ウ 傷病その他の事由により事業の中止又は中断が必要と認められる場合

エ その他やむを得ない事由により事業の中止又は中断が必要と認められる場合

(2) 実施主体は、(1)のアからエまでに掲げる場合において、事業の中止又は中断が必要と認めるときは、活動中止(中断)決定書を作成し、集落リーダーに通知するものとする。

(3) 実施主体は、集落リーダーがその活動の継続の辞退を申し出た場合には、当該実施地区において第1の2の規定に基づき、集落リーダーを改めて登用し、当該実施

地区での事業の継続を図ることが望ましい。

- (4) 実施主体は、事業の中止又は中断を決定した実施地区において、新たに集落リーダーを登用し、事業を再開することが確定した場合において、事業の中止又は中断以前の集落リーダー（以下「旧集落リーダー」という。）から活動終了報告書及び活動費交付申請書並びに関連資料の提出があった場合には、1の(3)の規定に準じて、(2)に規定する交付上限額の4割の範囲で事務経費を交付することができるものとする。
- (5) 実施主体は、旧集落リーダーが、事業の中止又は中断以前に、1の(3)の規定に基づき活動費の一部の交付を受けていた場合において、当該旧集落リーダーが活動を継続しないのであれば、当該旧集落リーダーに対し、既に交付を受けた活動費の返還を求めるものとする。

第3 事業計画の作成等

1 事業計画の作成

実施主体は、事業計画（様式第12号）を作成し、地方農政局長あて提出するものとする。

2 事業実績等の報告

実施主体は、平成18年度における事業実績（様式第12号）を、翌年度の5月末日までに地方農政局長あて報告するものとする。

(様式第1号)

応募申請書

年月日

県担い手育成総合支援協議会
会長 殿

申請者 住所
氏名

集落リーダーとして活動することにつき、「集落営農育成・確保緊急支援事業の実施について」記の第1の2の(1)の規定に基づき、下記のとおり応募します。

記

1 活動予定地区

活動予定地区の範囲

市 町 集落及び 集落

(区域が集落の一部の場合等には、地図により位置を特定するものとする。)

実施地区の概況

- ・地域区分：
- ・活動予定地区内農地面積： ha (田： ha、畑： ha)
- ・主な栽培作目：
- ・担い手農業者の状況

・その他

2 集落営農参加見込み

人数： 保有農地面積：

3 集落営農に対する考え方
集落営農の形態のあり方

農地管理のあり方

地域の役割分担のあり方

その他(農作業のあり方、機械利用のあり方等)

4 実施地区における集落営農の必要性

5 活動計画
別紙

6 備考

活 動 計 画 書

1 現状把握調査活動計画

活動日数	活動内容	活動人員	備考

2 意向把握調査活動計画

活動日数	活動内容	活動人員	備考

3 情報収集活動計画

実施年月日	活動内容	活動人員	備考

4 税務等相談活動計画

実施年月日	活動内容	相談員	備考

5 集落営農戦略ビジョン案検討会開催計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

6 合意形成促進活動計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

7 定款又は規約の策定・変更に向けた活動計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

8 その他の活動計画

実施年月日	活動内容	出席人員	備考

(様式第2号)

任 命 依 頼 書

年 月 日

地方農政局長(注) 殿

県担い手育成総合支援協議会
会長

「集落営農育成・確保緊急支援事業の実施について」記の第1の2の(1)のイに規定する応募申請書が別添のとおり提出され、内容を審査したところ適正と認められるので、同通知記の第1の2の(1)のウの規定に基づき、下記の者に対する集落リーダーへの任命書の交付をお願いします。

記

集落リーダー住所・氏名

住 所	氏 名

注1：北海道にあっては農林水産省経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長と記載する。

2：関係書類として、応募申請書の写しを添付する。

(様式第3号)

通 知 書

年 月 日

住所
氏名 殿

県担い手育成総合支援協議会
会長

平成 年 月 日付けをもって応募申請のあった集落営農育成・確保緊急支援事業における集落リーダーの活動については、貴殿に請け負っていただくことといたしましたので、下記のとおり通知します(注)。

記

- 1 実施区域
市 町 集落及び 集落
(区域が集落の一部の場合等には、地図により位置を特定するものとする。)
- 2 注意事項
 - ア 集落リーダーは、活動終了報告書を、平成18年3月末日までに 県担い手育成総合支援協議会会長まで提出しなければならないこと。
 - イ 集落リーダーは、 県担い手育成総合支援協議会に対し、定期的に活動内容を報告すること。
 - ウ 次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合には、事業を中止することがあること。
 - (ア) 応募申請書の内容が虚偽であると認められる場合
 - (イ) 集落リーダーに事業の継続の意志がないと認められる場合
 - (ウ) 事業の期間中における傷病その他の事由により事業の中止が必要と認められる場合
 - (エ) その他実施主体が、事業の中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合
 - エ 集落リーダーの活動に要した経費のうち、「集落営農育成・確保緊急支援事業の実施について」(平成18年4月1日付け17経営第 号経営局長通知)第2の1の(2)に規定する交付上限額を超える経費については交付できないこと。

注：不登用の場合には、下線部を「下記の理由により請け負っていただくことができませんので、この旨通知いたします」と記載し、下記として、非承認の理由を記載するものとする。

(様式第4号)

任 命 書

住 所
氏 名 殿

平成18年 月 日付けをもって、貴殿を、集落営農育成・確保緊急支援事業を推進する集落リーダーに任命します。

農政局長(注)

注：北海道にあつては農林水産省経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長と記載する。

(様式第5号)

略 歴 書

住 所	〒				
フリガナ 氏 名				生年月日	年 月 日 (才)
略 歴	年号	年	月	学歴・職歴・賞罰	

上記のとおり相違ありません。

氏 名 _____

個人情報について

- 1 この略歴書でご提供いただいた個人情報は、安全かつ厳重に管理致します。
- 2 この略歴書に記載された個人情報は、集落営農推進リーダーの承認審査の為にのみ使用します。
- 3 この略歴書に記載された個人情報は、貴殿のご同意なく当協議会の関係機関及び農林水産省以外の第三者に開示・提供・預託することはありません。

(様式第6号)

推 薦 状

平成18年 月 日

県担い手育成総合支援協議会
会長 殿

推薦者 住所 _____
氏名又は名称 _____

この度、集落営農育成・確保緊急支援事業における集落リーダーに応募する 氏
について、下記のとおり推薦しますので、よろしくお願い申し上げます。

また、同氏が集落リーダーとして活動することとなった際には、その活動を支援・協力
してまいります。

記

1 本人の集落リーダーとしての能力・性格等についての全般的な感想

2 推薦理由

注：「推薦者」は、地域担い手育成総合支援協議会、市町村、農協、土地改良区、共同・
受託組織等である。

(様式第7号)

活 動 日 誌
(活動期間： 月 日～ 月 日)

集落リーダー氏名： _____ 印

月日	時間	活動内容	活動実施上の疑問点・課題・所感
/	時 ～ 時	・	・ ・ ・
		・	・ ・ ・
		・	・ ・ ・

活動全体を通じての疑問点・課題・所感

- ・
- ・
- ・

今後の対応

- ・
- ・
- ・

注：氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

(様式第9号)

活動費(活動費概算払)交付申請書

年 月 日

県担い手育成総合支援協議会
会長 　　　　　　　　　あて

地区集落リーダー

住所 _____

氏名 _____ 印

集落営農育成・確保緊急支援事業に係る活動について、別添活動終了(活動経過)報告書のとおり実施したので、下記により活動費の交付(概算払)を申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 内 訳

区 分	支 出 額	備 考
集落リーダー活動謝金・旅費 相談員謝金・旅費	円	
合 計		

3 活動費の振り込み口座

注1：氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2：活動費概算払交付申請書は、第2の1の(3)の規定に基づき活動費の概算払を請求する場合に提出するものとする。

3：本申請書には、支出額を証するために必要な書面を添付するものとする(例えば、集落リーダーの活動に対する謝金にあっては当該活動を裏付ける活動日誌、事務経費にあっては領収書等が、支出額を証する書面となる。)

(様式第10号)

活動中止(中断)決定書

年 月 日

地区集落リーダー

住所

氏名

あて

県担い手育成総合支援協議会
会長

平成 年 月 日付けをもって承認された集落リーダーの活動について、下記のとおり活動の中止(中断)を決定したので通知します。

記

- 1 事業の中止(中断)の決定日
- 2 中止(中断)後の措置
 - ア 事業について
 - イ 経費について

(様式第11号)

活動費(活動費概算払)交付決定通知書

年 月 日

地区集落リーダー
住所
氏名 あて

県担い手育成総合支援協議会
会長

平成 年 月 日付けで申請のあった集落営農育成・確保緊急支援事業に係る活動費(活動費概算払)については、下記のとおり交付を決定したので通知する。

記

交付決定額 金 円

注：活動費を概算払している場合には、交付上限額から概算払額を差し引いた金額を交付することとし、その場合には、既交付額を併せて記載すること。

(様式第12号)

集落営農育成・確保緊急支援事業計画(実績)報告

【 県担い手育成総合支援協議会】

1 集落リーダーの発掘・登用計画(実績)

(1) 集落リーダーの公募

公募年月日(公募期間)	
-------------	--

集落リーダー応募数	人
-----------	---

(2) 審査・選考会

開催年月日	審査・選考委員(役職・氏名)	備考

(3) 集落リーダー登用者の概要(本項目については、「別紙」としても可)

氏名	住所	性別	年齢	出身団体	実施地区(在住有無)	備考
計 人						

2 連絡調整会議の開催(実績)

開催年月日	参加者数	協議内容	備考

3 集落リーダーに対する支援・協力体制(都道府県協議会会員の役割分担)

--

4 事業成果

集落営農戦略ビジョン策定実施地区数	地区
-------------------	----

集落営農組織の設立・再編実施地区数	地区
-------------------	----

注：集落リーダーから提出される活動計画書(実績報告にあっては、活動終了報告書、集落営農戦略ビジョン及び設立・再編された集落営農組織の定款又は規約)を添付すること。